



平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 新 日 本 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 見 克 司  
(コード番号 1 8 7 9 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 高 橋 苗 樹  
(TEL. 0 4 3 - 2 1 3 - 1 1 1 1)

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 28 年 3 月 29 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 1,800 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

その後、金融庁長官から課徴金についての審判手続開始決定通知書を受領しましたので、課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したところ、平成 28 年 4 月 14 日付で金融庁長官から 1,800 万円の課徴金納付命令の決定を受け、本日その送達を受けましたのでお知らせいたします。今後、当社は、課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。なお、本件の平成 28 年 3 月期決算に与える影響は軽微であります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上